

建設リサイクル法の工事**通知**の手引き

～ 対象建設工事の発注者・監督担当者のみなさまへ ～

【主な変更内容】

- 加須市、戸田市、志木市の届出受理窓口の名称等が変わりました。（P 8～9）
- 様式「別表1～3」から「新様式」の文言を削除しました。（P 23～28）
- 様式1～3「法第13条及び省令第7条に基づく書面」の条ずれを修正しました。（P 16～21）

※ この手引きは**公共工事専用**です。民間工事の施主の方は「建設リサイクル法の工事届出の手引き」をご覧ください。

混ぜればゴミ、分ければ資源
みんなで築こう資源循環型社会

令和5年4月

埼玉県県土整備部建設管理課

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/re-cycle.html>

目次

ページ

1	概要	1
2	公共工事の範囲	1
3	通知が必要な建設工事（対象建設工事）	1
	（1）特定建設資材	2
	（2）工事の規模	2
4	建設リサイクル法第11条に基づく通知対象のフロー	3
5	通知のしくみと内容	4
	（1）通知書類	4
	（2）通知等手続の流れ（フロー図）	4
	（3）通知等手続の内容	5
	（4）通知書の提出先	6
	（5）通知書受理窓口一覧	8
6	変更の通知	10
7	再資源化等に関する措置の要求	11
8	行政庁における業務分担	12
9	解体工事業の登録及び建設業の許可等	13
10	通知書等様式集	14
	・通知書	15
	・法第13条及び省令第7条に基づく書面	16
	・説明書	22
	・別表1～3	23
	・告知書	29
	・再資源化等報告書	30

1 概要

建設資材の分別解体等と再資源化等を促進し、資源の有効利用や廃棄物の適正処理を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」といいます。）が平成12年5月に制定され、一定の要件に該当する建設工事（対象建設工事）を行う場合には、あらかじめ都道府県知事等への届出（民間工事の場合）又は通知（公共工事の場合）が義務付けられたほか、工事の実施に当たっては、建設資材廃棄物をその種類毎に分別しつつ計画的に施工する分別解体等を実施するとともに、特定の建設資材が廃棄物になったもの（特定建設資材廃棄物）について再資源化をすることが義務付けられました。

また、工事の発注者は分別解体等や再資源化等の費用の適正な負担に努めなければならないことなどが定められました。

2 公共工事の範囲

建設リサイクル法における公共工事とは、発注者が下記のいずれかである工事です。

国
地方公共団体
独立行政法人水資源機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
地方住宅供給公社
地方道路公社
日本下水道事業団
独立行政法人都市再生機構
国立大学法人
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人国立高等専門学校機構

上記以外の機関（県立大学法人、地方独立行政法人、民間等）が対象建設工事（下記3参照）を発注する場合は、通知ではなく届出が必要になります。この手引きではなく「建設リサイクル法の工事届出の手引き」をご覧ください。

3 通知が必要な建設工事（対象建設工事）

建設リサイクル法に基づき、事前に通知が必要になる工事（以下、「対象建設工事」といいます。）は（1）の特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、（2）の規模の基準以上の建設工事です。

対象建設工事の発注者又は対象建設工事を自ら施工する者は、工事着手前までに都道府県知事等（※）に通知しなければなりません。

（※ なお、埼玉県においては、各建築安全センター所長又は特定行政庁の市町長に通知することになります。詳細はP5～9をご覧ください。）

対象建設工事の受注者には、特定建設資材の分別解体等の実施と特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられています。また、対象建設工事を自ら施工する者にも特定建設資材の分別解体等が義務付けられています。

(1) 特定建設資材

・コンクリート ・木材	・コンクリートと鉄から成る建設資材 ・アスファルトコンクリート
----------------	------------------------------------

(2) 工事の規模

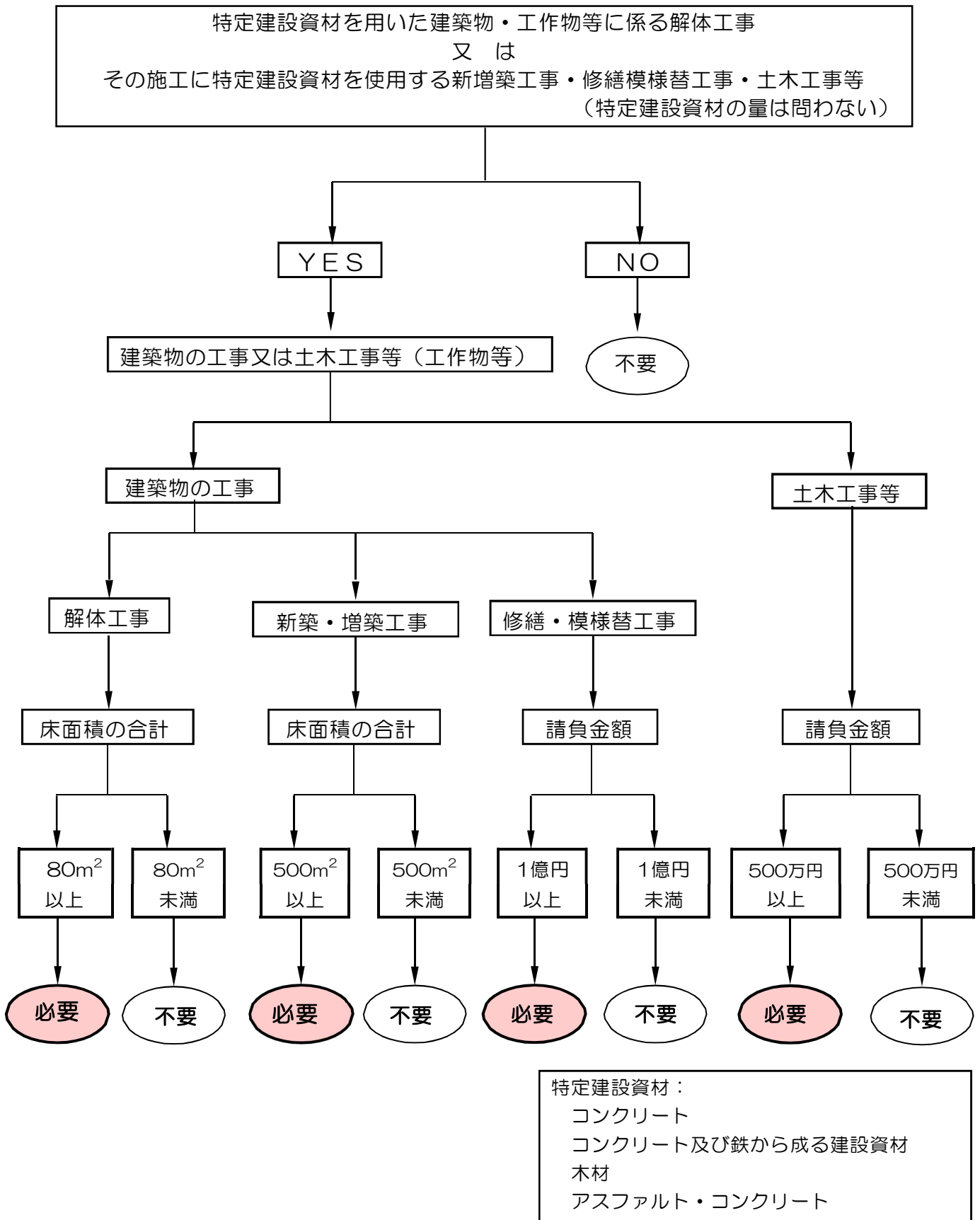
工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	当該工事に係る床面積の合計が80㎡以上
建築物の新築・増築工事	当該工事に係る床面積の合計が500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	当該工事の請負金額が1億円以上（税込）
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（舗装、造成、擁壁等土木工事及び木材、石材、鋼材、機械器具等の組立等による工作物）	当該工事の請負金額が500万円以上（税込）

対象建設工事には分別解体等と再資源化等が義務付けられています。

※ 分別解体等とは、建設資材廃棄物をその種類毎に分別しながら解体工事等を行うことです。分別せずに建築物を一気に壊してしまう、ミンチ解体は禁止されています。

※ 再資源化等とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用できる状態や、熱を得ることに利用することができる状態にする行為です。

4 建設リサイクル法第11条に基づく通知対象のフロー



5 通知のしくみと内容

(1) 通知書類

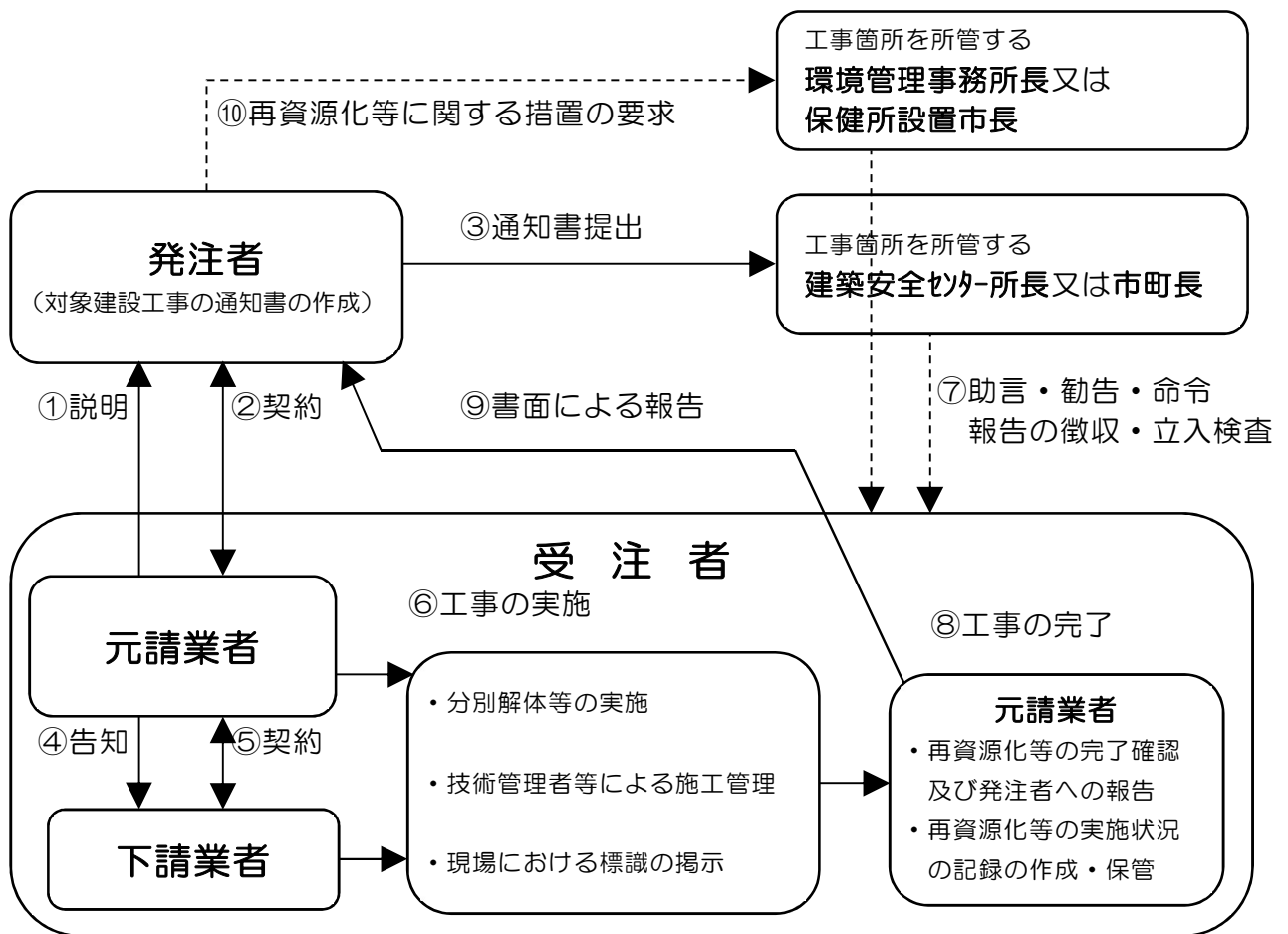
対象建設工事の発注者は通知書を、工事着手前までに工事箇所を管轄する県の建築安全センター又は市町の担当課に提出しなければなりません。

部数については、通知先の窓口にご確認ください。

通知書のみの提出で構いません。

「説明書」、「告知書」、「契約書」を通知書に添付する必要はありませんが受発注者間における書類作成は必要です。

(2) 通知等手続の流れ（フロー図）



(3) 通知等手続の内容（番号は前ページのフロー図に対応しています。）

番号	手 続	内 容	備 考
①	説明 （法第12条第1項に基づく書面）	《受注者（元請業者）⇒発注者（官庁・監督員）》 法第12条第1項 ・対象建設工事を直接請け負おうとする建設業者（元請業者）は、発注しようとする者に対して、契約前に、建築物等の構造、工事着手の時期及び工程の概要、分別解体等の計画などを書面で説明しなければなりません。	説明書(P22) 別表1～3 (P23～28)
②	契約 （法第13条及び省令第7条に基づく書面）	《受注者 ⇄ 発注者》 法第13条第1項、2項 ・対象建設工事の請負契約の当事者は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に明記しなければなりません。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面 (P16～21)
③	通知書提出 ★ 行政庁への通知はココになります	《発注者 ⇒ 行政庁》 法第11条 ・対象建設工事の発注者は、工事着手前までに、当該工事箇所を管轄する県の建築安全センター又は市町の担当課に、通知書を提出しなければなりません。	通知書(P15)
④	告知	《元請業者 ⇒ 下請業者》 法第12条第2項 ・対象建設工事の受注者は、請け負った工事を他の建設業者に請け負わせようとするときは、当該対象建設工事について通知された事項を告げます。	告知書(P29)
⑤	契約	《元請業者 ⇄ 下請業者》 法第13条第1項 ・元請業者と下請業者の間であっても、対象建設工事の請負契約の当事者は、②の契約と同様の事項を契約書に明記することとされています。 しかし、廃棄物の再資源化等処理や収集運搬は、排出事業者である元請業者が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める委託基準に従い、それぞれの許可業者と委託契約を結ぶ必要があり、下請業者に廃棄物の再資源化などの処分等を請け負わせることはできないので注意が必要です。	
⑥	工事の実施	《元請業者、下請業者》 工事の施工に当たっては、 ①分別解体等の実施 ②技術管理者（主任技術者）による施工管理 ③現場における標識の掲示 が必要です。 また、発生した特定建設資材廃棄物については、再資源化等が義務付けられています。	

⑦	助言・勧告・命令 報告の徴収・立入 検査	《行政庁 ⇒ 発注者》 法第 14,15,19,20,42,43 条 ・通知を受理した行政庁又は県の環境管理事務所若しくは保健所設置市は、それぞれ分別解体等又は再資源化等の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、対象建設工事の受注者に対し、必要な助言・勧告、命令、立入検査、報告の徴収などを行います。	
⑧	工事の完了	《元請業者》 ・分別解体等が完了し、元請業者は再資源化等の完了をマニフェストなどで確認します。	
⑨	書面による報告	《元請業者 ⇒ 発注者》 法第 18 条第 1 項 ・再資源化等の完了を確認した元請業者は、書面により、発注者に再資源化等の完了の日や行った施設、費用などについて報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければなりません。	再資源化等報告書 (P30～31)
⑩	再資源化等に関する措置の要求	《発注者 ⇒ 行政庁》 法第 18 条第 2 項 ・再資源化等の完了報告を受けた発注者は、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、施工箇所を管轄する県の環境管理事務所又は保健所設置市に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができます。	

(4) 通知書の提出先

通知書は、基本的には対象建設工事の現場を管轄する行政庁に提出していただきますが、工事の種類や規模により、それぞれ異なります。下表の A～C の分類により、それぞれ次ページの区分ごとの行政庁に提出してください。

対象建設工事の現場のある市町村	分類
さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、所沢市、狭山市、春日部市、上尾市、草加市、新座市、久喜市	A (特定行政庁)
行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、杉戸町、松伏町	B (限定特定行政庁)
A、B 以外の町村	C

A：対象建設工事の種類にかかわらず、工事の現場のある市の担当課所に通知書を提出してください。

B：1 建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に該当する建築物にかかる対象建設工事については、工事の現場のある市町の担当窓口に通知書を提出してください。

参 考 建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物の例

- ・木造建築物で2階以下かつ500㎡以下、
- ・木造以外の建築物で1階かつ200㎡以下の建築物 など

これらの建築物であっても、劇場や集会場、病院、学校、遊技場、倉庫、車庫など特殊な用途で、延べ床面積が200㎡（※）を超える場合には該当しないことがあります。

詳細については、当該市町又は建築安全センターに御確認ください。

※建築基準法第6条第1項第1号の改正に伴い、令和元年6月25日から100㎡から200㎡に変更となりました。

2 上記1以外の対象建設工事については、下表により、工事現場のある市町を管轄する**建築安全センター**に通知書を提出してください。

対象建設工事(4号該当建築物以外)の現場のある市町	管轄する建築安全センター
朝霞市、入間市、志木市、飯能市、日高市、富士見市、ふじみ野市、和光市	川越建築安全センター
坂戸市、鶴ヶ島市、東松山市	川越建築安全センター東松山駐在
行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市	熊谷建築安全センター
秩父市	熊谷建築安全センター秩父駐在
戸田市、松伏町、三郷市、八潮市、吉川市、蕨市	越谷建築安全センター
桶川市、北本市、鴻巣市、幸手市、白岡市、杉戸町、蓮田市	越谷建築安全センター杉戸駐在

C：対象建設工事の種類にかかわらず、下表により、当該町村を管轄する建築安全センターに通知書を提出してください。

対象建設工事の現場のある町村	管轄する建築安全センター
三芳町	川越建築安全センター
小川町、越生町、川島町、ときがわ町、滑川町、鳩山町、東秩父村、毛呂山町、吉見町、嵐山町	川越建築安全センター東松山駐在
美里町、神川町、上里町、寄居町	熊谷建築安全センター
小鹿野町、長瀨町、皆野町、横瀬町	熊谷建築安全センター秩父駐在
伊奈町、宮代町	越谷建築安全センター杉戸駐在

(5) 通知書受理窓口一覧

① 特定行政庁（12市）

市町村	担当課	電話番号	所在地	備考
さいたま市				
北部建設事務所	建築指導課	(048)646-3235	さいたま市大宮区吉敷町1-124-1（大宮区役所内）	西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区
南部建設事務所	建築指導課	(048)840-6236	さいたま市中央区下落合5-7-10（中央区役所内）	中央区、浦和区、桜区、南区、緑区
川越市	建築指導課	(049)224-5974	川越市元町 1-3-1	
越谷市	建築住宅課	(048)963-9205	越谷市越ヶ谷 4-2-1	
熊谷市	建築審査課	(0493)39-4809	熊谷市中曽根 654-1	
川口市	建築安全課	(048)242-6367	川口市三ツ和 1-14-3（鳩ヶ谷庁舎）	
所沢市	建築指導課	(04)2998-9180	所沢市並木 1-1-1	
春日部市	建築課	(048)736-1111	春日部市中央 6-2	
狭山市	建築審査課	(04)2953-1111	狭山市入間川 1-23-5	
上尾市	建築安全課	(048)775-8490	上尾市本町 3-1-1	
草加市	建築安全課	(048)922-1958	草加市住吉 1-5-2（窓口） 草加市高砂 1-1-1（郵送）	
新座市	建築審査課	(048)477-4519	新座市野火止 1-1-1	
久喜市	建築審査課	(0480)22-1111	久喜市北青柳 1404-7	

② 限定特定行政庁（30市町）

市町村	担当課	電話番号	所在地	4号該当建築物以外を所管する建築安全センター
行田市	建築開発課	(048)550-1551	行田市本丸 2-20	熊谷建築安全センター
秩父市	建築住宅課	(0494)26-6869	秩父市熊木町 8-15	熊谷建築安全センター秩父駐在
飯能市	建築課	(042)973-2170	飯能市大字双柳 1-1	川越建築安全センター
加須市	建築開発課	(0480)62-1111	加須市三俣 2-1-1	熊谷建築安全センター
本庄市	建築開発課	(0495)25-1140	本庄市本庄 3-5-3	熊谷建築安全センター
東松山市	住宅建築課	(0493)21-1424	東松山市松葉町 1-1-58	川越建築安全センター東松山駐在

羽生市	まちづくり 政策課	(048)561- 1121	羽生市東 6-15	熊谷建築安全センター
鴻巣市	建築住宅課	(048)541- 1321	鴻巣市中央 1-1	越谷建築安全センター杉戸 駐在
深谷市	建築住宅課	(048)574- 6655	深谷市仲町 11-1	熊谷建築安全センター
蕨市	建築課	(048)433- 7715	蕨市中央 5-14-15	越谷建築安全センター
戸田市	建築住宅課	(048)441- 1800	戸田市上戸田 1-18-1	越谷建築安全センター
入間市	建築指導課	(04)2964- 1111	入間市豊岡 1-16-1	川越建築安全センター
朝霞市	開発建築課	(048)463- 2585	朝霞市本町 1-1-1	川越建築安全センター
志木市	建築開発課	(048)473- 1924	志木市中宗岡 1-1-1	川越建築安全センター
和光市	建築課	(048)464- 1111	和光市広沢 1-5	川越建築安全センター
桶川市	建築課	(048)786- 3211	桶川市泉 1-3-28	越谷建築安全センター杉戸 駐在
北本市	都市計画政 策課	(048)594- 5550	北本市本町 1-111	越谷建築安全センター杉戸 駐在
八潮市	開発建築課	(048)996- 3596	八潮市中央 1-2-1	越谷建築安全センター
富士見市	建築指導課	(049)252- 7127	富士見市大字鶴馬 1800- 1	川越建築安全センター
ふじみ野市	建築課	(049)220- 2069	ふじみ野市福岡 1-1-1	川越建築安全センター
三郷市	開発指導課	(048)930- 7743	三郷市花和田 648-1	越谷建築安全センター
蓮田市	建築指導課	(048)768- 3111	蓮田市大字黒浜 2799-1	越谷建築安全センター杉戸 駐在
坂戸市	住宅政策課	(049)283- 1331	坂戸市千代田 1-1-1	川越建築安全センター東松 山駐在
幸手市	建築指導課	(0480)43- 1111	幸手市東 4-6-8	越谷建築安全センター杉戸 駐在
鶴ヶ島市	都市計画課	(049)271- 1111	鶴ヶ島市大字三ツ木 16-1	川越建築安全センター東松 山駐在
日高市	都市計画課	(042)989- 2111	日高市大字南平沢 1020	川越建築安全センター
吉川市	都市計画課	(048)982- 9885	吉川市きよみ野 1-1	越谷建築安全センター
白岡市	建築課	(0480)92- 1111	白岡市千駄野 432	越谷建築安全センター杉戸 駐在
杉戸町	建築課	(0480)33- 1111	杉戸町清地 2-9-29	越谷建築安全センター杉戸 駐在

松伏町	新市街地整備課	(048)991-1858	松伏町大字松伏 2424	越谷建築安全センター
-----	---------	---------------	--------------	------------

③建築安全センター（特定行政庁・限定特定行政庁以外の町村）

センター名	担当	電話番号	所在地
川越建築安全センター	建築安全担当	(049)243-2102	川越市新宿町 1-17-17 (ウエスタ川越 公共施設棟 4 階)
川越建築安全センター東松山駐在	建築確認・ 監察担当	(0493)22-4340	東松山市六軒町 5-1 (東松山県土整備事務所とな り)
熊谷建築安全センター	確認・安全担当	(048)533-8775	熊谷市新堀 500 (熊谷県土整備事務所内)
熊谷建築安全センター秩父駐在	建築担当	(0494)22-3777	秩父市下影森 1002-1 (秩父県土整備事務所内)
越谷建築安全センター	建築安全担当	(048)964-5294	越谷市越ヶ谷 4-2-82
越谷建築安全センター杉戸駐在	建築担当	(0480)34-2385	杉戸町杉戸 432 (杉戸県土整備事務所内)

分別解体等に関するお問い合わせは上記の各機関へ

建設管理課ホームページ ～ 建設リサイクル法関係 ～

建設リサイクル法に関する各種情報を提供しています。

是非ご覧ください。

アドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/re-cycle.html>

6 変更の通知

通知書に記載の内容が変更になった場合でも、**変更通知は必要ありません。**

7 再資源化等に関する措置の要求

再資源化等の完了の報告を受けた発注者は、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、対象建設工事を施工した箇所を管轄する県の環境管理事務所又は保健所設置市町村に対し、その旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができます。

措置要求の申告受付機関は次の表のとおりです。

再資源化等に関する措置要求受付機関

対象建設工事を施工した箇所のある市町村	措置要求受付機関
さいたま市	さいたま市産業廃棄物指導課 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 ときわ会館地下1階 電話(048)829-1607
川越市	川越市産業廃棄物指導課 〒350-0815 川越市大字鯨井 782-3 電話(049)239-7007
川口市	川口市産業廃棄物対策課 〒332-0001 川口市朝日 4-21-33 朝日環境センター・リサイクルプラザ2階 電話(048)228-5380
越谷市	越谷市建築住宅課 〒343-8501 越谷市越ヶ谷 4-2-1 電話(048)963-9205
本庄市、深谷市、熊谷市、上里町、神川町、美里町、寄居町	埼玉県北部環境管理事務所 〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 電話(048)523-2800
秩父市、長瀬町、皆野町、小鹿野町、横瀬町	埼玉県秩父環境管理事務所 〒368-0042 秩父市東町 29-20 電話(0494)23-1511
鶴ヶ島市、坂戸市、東松山市、滑川町、小川町、越生町、鳩山町、毛呂山町、吉見町、嵐山町、川島町、ときがわ町、東秩父村	埼玉県東松山環境管理事務所 〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 電話(0493)23-4050
日高市、飯能市、狭山市、入間市、所沢市、ふじみ野市、富士見市、朝霞市、新座市、和光市、志木市、三芳町	埼玉県西部環境管理事務所 〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 (ウエスタ川越 公共施設棟 4階) 電話(049)244-1250
鴻巣市、北本市、戸田市、上尾市、川口市、蕨市、桶川市、伊奈町	埼玉県中央環境管理事務所 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 電話(048)822-5199
吉川市、三郷市、八潮市、草加市、松伏町	埼玉県越谷環境管理事務所 〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 電話(048)966-2311
行田市、羽生市、加須市、春日部市、幸手市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町	埼玉県東部環境管理事務所 〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10 電話(0480)34-4011

再資源化等に関するお問い合わせは上記の各機関又は埼玉県環境部産業廃棄物指導課へ

8 行政庁における業務分担

本県における行政庁の業務分担は次のとおりです。

(1) 制度全般、解体工事業の許可・登録

機関名	担当部署	分 担 業 務
(県) 建設管理課	建築技術・積算担当	1 国、県内市町との連絡調整 2 分別解体等に係る全般的事項
	建設業担当	1 解体工事業の登録等に関する事項 2 建設業の許可に関する事項

(2) 分別解体等

機関名	分 担 業 務
(県) 建築安全センター	管轄区域内で施工される対象建設工事に係る次の事務（特定行政庁及び限定特定行政庁の所掌分を除く） 1 届出（変更届出）の受理、審査 2 通知の受理 3 分別解体等の実施に係る助言・勧告、命令 4 分別解体等の実施に係る報告の徴収、立入検査
特定行政庁（12市） さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、所沢市、狭山市、春日部市、上尾市、草加市、新座市、久喜市	管轄区域内で施工される対象建設工事に係る次の事務 1 届出（変更届出）の受理、審査 2 通知の受理 3 分別解体等の実施に係る助言・勧告、命令 4 分別解体等の実施に係る報告の徴収、立入検査
限定特定行政庁（30市町） 行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、杉戸町、松伏町	管轄区域内で施工される対象建設工事のうち、建築基準法第6条第1項第4号該当の建築物（P6参照）に係る次の事務 1 届出の受理、審査 2 通知の受理 3 分別解体等の実施に係る助言・勧告、命令 4 分別解体等の実施に係る報告の徴収、立入検査

(3) 再資源化等

機関名	担当部署	分 担 業 務
(県) 産業 廃棄物指導課	監視・指導・撤去 担当	1 再資源化等に係る総合調整に関する業務
(県) 環境 管理事務所	廃棄物・残土対策 担当	1 法第18条第2項に基づく発注者からの申告の 受付、必要な措置の実施
保健所設置市（4市） さいたま市、川越市、川口市、 越谷市		2 再資源化等の実施に係る助言・勧告、命令 3 再資源化等の実施に係る報告の徴収、立入検査

9 解体工事業の登録及び建設業の許可等

解体工事は、建設業の許可（建築一式、土木一式又は解体工事）を持っている業者か、当該施工現場のある県で解体工事業の登録を受けた業者以外は請け負うことができませんので、解体工事を発注する場合はご注意ください。（下請も同様です）

埼玉県で登録を受けた解体工事業者は、埼玉県県土整備部建設管理課のホームページでご覧になれますので参考にしてください。

解体工事業登録及び建設業許可に関するお問い合わせは

埼玉県県土整備部建設管理課へ

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 (048) 830-5177

FAX (048) 830-4867

ホームページ URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>

10 通知書等様式集

通 知 書

令和 年 月 日

_____ 建築安全センター所長・市町長 様

工事発注者： _____

住 所： _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名				
	担当者職 ^{フリガナ} 氏名				
	電話番号	— —	(内線)		
工事の内容	工事の名称				
	工事の場所	埼玉県	市町村		
	工事の概要	工事の種類及び規模 (□欄の該当個所に「レ」を付し、規模を入力すること。) <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____ m ² <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築または増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____ m ² <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であつて、新築または増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____ 万円(税込) <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等() [㊤] 請負代金____ 万円(税込)			
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 工事着手予定日：令和 年 月 日			
	廃棄物の発生見込量	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	
		トン	トン	トン	
請負者	名称		フリガナ 現場代理人 氏名		
	所在地	〒			
	電話番号	— —	ファクシミリ	— —	

※受付番号： _____

㊤ 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。
(例：舗装、築堤、土地改良等)

様式1

法第13条及び省令第7条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用 _____ 円 (税込)
(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円 (税込)
(受注者の見積金額)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

様式 2

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 等 の 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

様式 3

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等) の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 等 の 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円 (税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円 (税込)

(受注者の見積金額)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

説 明 書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 説明内容 工事着手の時期 令和____年____月____日頃
その他については添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表 (別表 1~3 のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程表 (添付する場合)

欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数__年、棟数__棟 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約__m その他()			
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()			
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約__m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()			
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	フロン類使用機器 <input type="checkbox"/> 業務用エアコン、冷凍冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 家庭用エアコン、冷凍冷蔵庫 その他()	<input type="checkbox"/> フロン排出抑制法に基づく適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 家電リサイクル法に基づく適正処理の実施	
	石綿	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	特定建設資材への付着物 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等) その他 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(スレートボード等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)	
	その他付着物有害物質等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容		分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()		その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序			<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合			①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み			トン		
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
			<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
			<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他(住宅密集地)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他(隣地の使用を要する)	隣地使用の承諾済 道路使用許可済
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(大型車通行不可)	交通整理員の常駐 2トラックで搬出
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 フロン類使用機器 <input type="checkbox"/> 無 その他()	<input type="checkbox"/> フロン排出抑制法に基づく適正処理の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 家電リサイクル法に基づく適正処理の実施
	石綿	<input checked="" type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着物 <input type="checkbox"/> 無 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input checked="" type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)
	その他付着物有害物質等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 有害物質有り(PCB) <input type="checkbox"/> 無	PCBを回収済み
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input checked="" type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由(建築物の構造上、取り外しができないため)	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン	
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	25 トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン <input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材				
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()			
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()			
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()			
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有	フロン類使用機器	<input type="checkbox"/> 業務用エアコン、冷凍冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 家庭用エアコン、冷凍冷蔵庫	<input type="checkbox"/> フロン排出抑制法に基づく適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 家電リサイクル法に基づく適正処理の実施
		<input type="checkbox"/> 無	その他()		
	石綿(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
その他			<input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(スレートボード等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)	
その他付着物・有害物質等	<input type="checkbox"/> 有				
	<input type="checkbox"/> 無				
工程ごとの作業内容	工程		作業内容		
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		種類	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
			<input type="checkbox"/> コンクリート塊	量の見込み トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	量の見込み トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
			<input type="checkbox"/> 建設発生木材	量の見込み トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> 木材				
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()				
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他(幼稚園) 敷地境界との最短距離 約____m その他(幹線道路沿い、交通量多い)				
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容			
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		道路使用許可済		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(大型車通行が可能)		殺鉄板設置により、公道乗入路を保護 交通整理員の常駐		
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有	フロン類使用機器	<input type="checkbox"/> 業務用エアコン、冷凍冷蔵庫 <input checked="" type="checkbox"/> 家庭用エアコン、冷凍冷蔵庫	<input type="checkbox"/> フロン排出抑制法に基づく適正処理の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 家電リサイクル法に基づく適正処理の実施	
		<input type="checkbox"/> 無	その他()			
	石綿(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有	特定建設資材への付着物 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施		
<input type="checkbox"/> 無		その他	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(スレートボード等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)		
その他付着物・有害物質等	<input type="checkbox"/> 有					
	<input checked="" type="checkbox"/> 無					
工程ごとの作業内容	工程		作業内容			
	①造成等	造成等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑥その他(仮設)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
			<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	20 トン	<input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
			<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	2 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
			<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他						
備考						

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	□鉄筋コンクリート造 □その他()			
工事の種類	□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数____年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約____m 通学路 □有 □無 その他()		
	石綿 (解体・維持・修繕工事のみ)	□有	特定建設資材への付着物 □ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) □ 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等) その他 □ 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) □ 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) □ 非飛散性石綿(スレートボード等)	□ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) □ 飛散性石綿の適正処理の実施 □ 非飛散性石綿の適正処理の実施
		□無		□ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) □ 飛散性石綿の適正処理の実施 □ 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)
その他付着物有害物質等	□有 □無			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	使用部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		□コンクリート塊	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
		□アスファルト・コンクリート塊	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
		□建設発生木材	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()			
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input checked="" type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数_____年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>3</u> m その他(幹線道路上での工事、交通量が多い)		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他(工作機械の置き場所がない)	隣地を借用 道路占用許可済 道路使用許可済 交通整理員の常駐	
	搬出経路	障害物 <input checked="" type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>12</u> m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(現道使用のため支障なし)		
	石綿 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有		特定建設資材への付着物 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等) その他 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿)】 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(スレートボード等)
		<input type="checkbox"/> 無		
	その他付着物・有害物質等	<input type="checkbox"/> 有		
<input checked="" type="checkbox"/> 無				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	使用部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

告 知 書

令和 年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

①通知書

②別表 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③図面又は写真

④その他の添付資料 (添付する場合)

案内図

工程表

[注] 本様式は下請負人に対して告知することに当たり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円

(うち取引に係る消費税額) 万円

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

建設リサイクル法の工事通知の手引き

埼玉県県土整備部建設管理課
建築技術・積算担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁第二庁舎2階

TEL (048) 830-5192

FAX (048) 830-4868

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/re-cycle.html>